



# 東根市結婚新生活支援事業補助金の申請に必要な書類

★ は、令和7年度受給した世帯が引き続き受給する場合に必要な書類(所得要件の確認以外は、令和7年度内容より変更がある場合、他の書類も必要となる場合があります。)

## 1 記入が必要な書類

- 補助金交付申請書 ★
- 請求書 ★
- アンケート(受講した講座等の感想を、夫婦ともに記入する必要があります。)

## 2 添付書類

### ① 婚姻、住民登録の確認書類

- 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は受理証明書(婚姻届に関するもの))  
※受理証明書は婚姻届を提出した市町村より取得できます。
- 世帯全員の住民票(住民票謄本) ※東根市役所1階、市民課窓口にて取得 ★

### ② 所得要件の確認書類

- 夫婦の所得を確認できる公的証明書(申請日時点における直近のもの)  
「令和 8 年度(令和 7 年分)所得証明書」  
※令和 8 年 1 月 1 日現在、住所のあった市町村より取得
- 貸与型奨学金の年間返済額が確認できるものの写し  
※所得証明書の期間と同一の期間において貸与型奨学金の返済をしている場合

### ③ 市税の滞納がないことの確認書類

- 世帯全員の納税証明書(前年度分)・・・「令和 7 年度納税証明書」 ★  
※令和 7 年 1 月 1 日現在、住所のあった市町村より取得

### ④ 補助対象となる費用の支払いの確認に必要な書類

- 住宅の取得に係る契約書の写し ※建築請負契約書(新築)、売買契約書(建売または中古)
- 住宅の賃貸借契約書の写し ※住宅を賃借した場合
- リフォームに係る契約書の写し ※工事請負契約書
- 住居費の領収書又は支払額が確認できる書類の写し ★
- リフォーム費用の領収書の写し ※リフォーム工事を行った場合
- 引越費用の領収書の写し ※引越業者又は運送業者を利用した場合
- 住宅手当支給証明書 ※給与所得者である場合(住宅手当支給の有無に係わらず)

### ※証明書の有効期限について

有効期限を取得日から3ヶ月以内とさせていただきますので、申請する時期を考慮して取得願います。

## 夫婦ともに受講又は実施する講座又は相談について

令和8年度に申請する新婚世帯(継続世帯は不要)について、別紙の講座又は相談を実績報告書の提出前までに受講又は実施することが交付の要件となりました。

講座の受講、相談の実施後、簡単な感想をアンケートにご記入いただく必要があります。

## 令和8年度東根市結婚新生活支援事業 講座等一覧

講座名	ライフデザイン支援講座	プレコンセプションケアに関する講座
受講対象者	夫婦	夫婦
講座実施主体	自治体・企業・団体等	自治体・企業・団体等
既存の教材・講座・動画など	県が制作する動画（公開され次第掲載）	国立研究開発法人国立成育医療研究センター YouTube 動画 <a href="https://www.youtube.com/@国立成育NCCHD-Japan">https://www.youtube.com/@国立成育NCCHD-Japan</a>
受講又は相談方法	セミナー参加 動画視聴	セミナー参加 動画視聴

講座名	医療機関への妊娠・出産に係る相談	共家事・子育て講座
受講対象者	夫婦	夫婦又は夫のみ
講座実施主体	医療機関・自治体 (保健師への相談も可)	自治体・企業・団体等
既存の教材・講座・動画など	・医療機関への受診・相談 ・保健師への相談	・厚生労働省「共育プロジェクト」 YouTube 動画 <a href="https://tomoiku.mhlw.go.jp/">https://tomoiku.mhlw.go.jp/</a> ・県が制作する動画（公開され次第掲載）
受講又は相談方法	受診、相談 ※診療明細、聞き取りにより確認	セミナー参加 動画視聴 ※共家事・子育てどちらかで可 専業主夫の場合は妻の受講必要

## 《備考》

- ・原則、ここに掲げる講座・動画等を受講・視聴等することになりますが、同様の内容で実施している他の講座受講やボランティア活動などへ参加も要件を満たすものとします（内容が分かる書類等の提示が必要）。